

市第 11 号議案 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例及び横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正

1 提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省令が一部改正（平成28年3月31日付官報掲載、4月1日施行）されたことに伴い、関係する2条例について一部改正します。

2 省令改正の背景

上記の省令改正は、第1回定例会においてご審議いただいた「市第230号議案」（地域密着型通所介護の創設に伴う基準の追加等の条例改正）に関連するものですが、この度、不備のあった箇所を修正する省令改正が行われたため、改正するものです。

3 改正が必要な条例

- (1) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「地域密着型サービス基準条例」という。）
- (2) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）

4 改正の概要

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が兼務できる同一敷地内にある施設等に「指定地域密着型通所介護事業所」を追加します。

【地域密着型サービス基準条例第 83 条第 6 項の表中】及び

【地域密着型介護予防サービス基準条例第 45 条第 6 項の表中】に下線部分を追加

兼務できる要件	兼務できる同一敷地内にある施設等	従業者
指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師 又は 准看護師

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（認知症対応型グループホーム）に準用する規定のうち、第40条第5項は該当しないため除外します。

【地域密着型介護予防サービス基準条例第88条】

<下線部分を追加>

改正前の準用規定	改正後の準用規定
… 第39条、第40条、…	… 第39条、第40条 <u>（第5項を除く。）</u> 、…

《第40条第5項を除外する理由》

第40条は、「介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）」について定める条項で、第5項は認知症対応型デイサービス事業所が高齢者住宅等（例えばサービス付高齢者住宅）に併設されている場合、同一建物の居住者以外にもサービス提供するよう努めなければならないとした規定です。

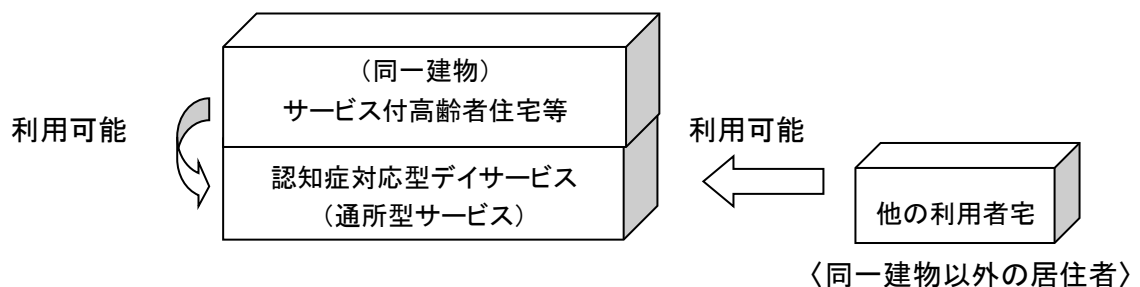
（下記《参考》図①参照）

認知症対応型グループホームは利用者の住居であり、グループホームの入居者以外にサービス提供することはないため、準用規定の中から第5項を除外します。

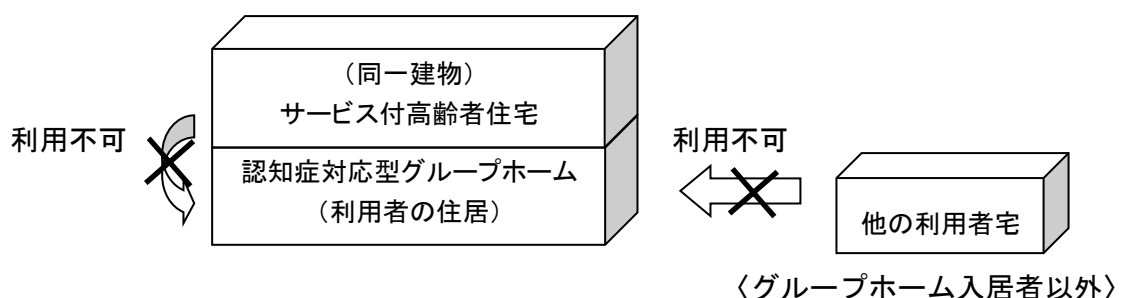
（下記《参考》図②参照）

《参考》

図① 同一建物内に「認知症対応型デイサービス」がある場合



図② 認知症対応型グループホームの利用者の場合



第40条第5項

5 介護予防認知症対応型通所介護事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。